

## 市川市地域防災計画の見直しについて（概要）

### 1. 市川市地域防災計画について

市川市地域防災計画（以下「計画」という。）は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市川市防災会議が作成する計画です。

市民の生命・財産を守るため、「被害を軽減するための予防計画」、「災害発生時の迅速かつ的確な行動を示した応急対策計画」等を定めています。

### 2. 計画見直しの目的

本市では、発生リスクが高まっている大規模災害に備えて、昨年度、理解しやすい計画へと大幅に見直しましたが、その後、大阪府北部地震、北海道胆振東部地震、平成30年7月豪雨等の大規模災害が多発しました。

この災害で浮き彫りとなった新たな課題に対し、よりきめ細やかな対応を進めるため、計画の見直しを行います。

### 3. 主な見直し内容

#### ①保健・福祉活動チームの位置づけ（震災編 P105、風水害等編 P113）

先の見えない避難生活においては、要配慮者をはじめとする被災者の健康管理は重要課題であることから、組織横断的な保健・福祉活動チームを組織し、避難所等を巡回して、健康・衛生等の支援を行います。

#### ②自主避難所の位置づけ（風水害等編 P42、120）

夜間に避難勧告等を発令する可能性が高い場合、逃げ遅れによる被害が生じないように迅速かつ円滑に避難者を受け入れるため、大雨になる前に自主避難所を開設します。

#### ③分散備蓄の位置づけ（震災編 P52、風水害等編 P50）

災害時に高齢者や妊産婦を含む要配慮者に速やかに物資を提供するため、各避難所への分散備蓄を進めます。

（右写真は公立幼稚園に備蓄した粉ミルク等）



#### ④ 広域避難場所の変更（震災編 P151、風水害等編 P157）

本市では、震災時に市街地の延焼火災から避難するスペースとして、広域避難場所の指定を行っています。複合災害が増加傾向にあるなか、江戸川への高潮や津波の遡上等を考慮し、これまで指定していた江戸川河川敷の一部（行徳・信篤地区）を指定区域から外します。



#### 4. 地域防災計画（風水害等編）の今後の方向性

現在、本市の水防活動に関して、下記の2つの計画が運用されています。

##### ① 水防法に基づく「市川市水防計画」（水防協議会）

河川氾濫や高潮浸水から市民を守るための計画

##### ② 災害対策基本法に基づく「市川市地域防災計画（風水害等編）」（防災会議）

河川氾濫や高潮浸水だけでなく、崖崩れや暴風等、より幅広い大規模災害から市民を守るための計画

本市の水害への対応について、地域防災計画と水防計画では、体制が各々定められています。

被災地での新たな課題に対して、適切に対応していかなければならない一方で、大規模水害の頻発や、地震との複合災害が増加傾向にあるなか、最大規模の災害に備えて、体制を再構築する必要があります。

そこで、水防計画を包括した地域防災計画（風水害等編）に見直しを進めていきます。

